

令和4年9月16日

平塚市監査委員 市川喜久江  
同 井澤郁人  
同 片倉章博  
同 金子修一

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査実施対象課  
環境部 収集業務課
- 2 監査実施日  
令和4年5月30日
- 3 監査結果の公表日  
令和4年6月29日（平塚市監査委員公表第12号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財産の管理事務 (指摘事項) (1) 市有財産のごみ集積所使用において、平塚市市有財産規則に基づく必要な手続きの漏れがあった。所管する市有財産の管理を徹底するとともに、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。	財産の管理事務 (1) 今後は、所管する土地の使用状況を精査するとともに、市有財産（普通財産）を地域住民のごみ集積所として使用させる際は、平塚市市有財産規則に基づき、「貸付け」等の手続きを遅滞なく行います。

- ~~~~~
- 1 監査実施対象課  
教育総務部 教育施設課
  - 2 監査実施日  
令和4年5月30日
  - 3 監査結果の公表日  
令和4年6月29日（平塚市監査委員公表第12号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>その他 (要望事項)</p> <p>(1) 本市の小学校及び中学校の一部敷地において、国有財産賃貸借料の支出をしているが、学校用地の継続性を考慮すると、今後も固定費として、長期的に多額な財政負担の発生が見込まれる。</p> <p>土地所有者である国の意向や、購入を視野に入れた比較検討等を経て現在の賃貸借契約に至ったものであることは理解するところであるが、今後到来する契約更新等の機会に向けて、市全体としての財政状況等を踏まえ、関係課と連携して継続的な見直し検討を実施されたい。</p>	<p>その他</p> <p>(1) 今後、国有財産賃貸借契約更新等の際には、貸付人である国の意向を確認した上で、関係各課も交えて購入若しくは賃貸借について比較検討等を実施いたします。</p>

以 上